

## 副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、副業・兼業人材活用による県内企業の経営課題解決を支援するため、副業・兼業人材の活用に係る費用を県内企業が負担した場合に、その費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）によるほか、この要綱で定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 「副業・兼業人材」とは、地域企業の経営力向上・競争力強化に資するスキルを持ったプロフェッショナル人材であり、地域企業の経営課題解決のため、業務委託契約に基づき、企業の業務に従事する人材をいう。
- 二 「県内企業」とは、石川県内に事務所又は事業所を有する事業者（個人事業主を含む。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、副業・兼業人材を活用する県内企業のうち、以下のすべてを満たす者とする。

- 一 石川県プロフェッショナル人材戦略拠点（機構が副業・兼業人材活用支援事業について委託する金融機関又は人材紹介会社を含む。）を通して副業・兼業人材とマッチングした企業であること。
- 二 令和5年度及び令和6年度に石川県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、副業・兼業人材を活用したことがない企業であること。
- 三 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- 五 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 六 雇用保険の適用事業主であること。
- 七 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 九 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。

十 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。

十一 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

十二 申請内容の審査に必要な書類等を整備・保管し、機構による実地調査・検査の受け入れに協力すること。

(副業・兼業人材との契約締結日等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者と副業・兼業人材の契約締結日等は以下のとおりとしなければならない。

契約締結日	4月1日から翌年2月末日のいずれかの日
契約期間	1ヵ月以上5ヵ月以内
契約期間の初日	契約締結日が属する年度の4月1日から3月1日までのいずれかの日
契約期間の末日	①、②のいずれか早い日 ①契約期間の初日から5ヵ月を経過する日までのいずれかの日 ②契約期間の初日が属する年度の3月31日

2 補助金の交付を受けようとする者が、当該副業・兼業人材が契約を締結している人材紹介会社と契約を締結する場合も、前項と同様の取扱いとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く）であって、以下の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。補助金の額は、以下の補助金額の欄に掲げる金額とする。

補助対象経費	補助額
①人材紹介会社へ支払う 紹介手数料	左の補助対象経費合算額の8割（千円未満切り捨て）を補助額とする。なお、補助上限額は1社あたり45万円とする。
②副業・兼業人材へ支払う 報酬	

2 副業・兼業人材活用支援事業（能登半島地震拡充分）を活用する企業は、前項に定める経費に加えて、以下の経費（消費税及び地方消費税は除く）も補助対象とする。

補助対象経費	補助額
①副業・兼業人材へ支払う 交通費	別添により積算し、交通費、宿泊費の合計額の8割（千円未満切り捨て）を補助額とする。

②副業・兼業人材へ支払う 宿泊費	なお、補助上限額は1社あたり40万円とする。
---------------------	------------------------

3 前二項については、契約期間の初日が属する年度内に企業が負担する経費に対して、補助を行う。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、契約期間の初日の前日までに補助金交付申請書(別記様式第1号)を機構に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を確認できる書類を添付しなければならない。

- (1) 副業・兼業人材との契約内容の予定(契約締結日、契約期間、副業・兼業人材に支払う報酬、委託する業務の内容等)
- (2) 副業・兼業人材活用支援事業(能登半島地震拡充分)を活用する企業は、副業・兼業人材が当該企業の事務所内で業務に従事する月ごとの日数、副業・兼業人材の居住地、副業・兼業人材の居住地から当該企業の事務所までの交通手段等の予定を記載した積算書(別記様式第2号)
- (3) 令和5年度及び令和6年度に石川県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、副業・兼業人材を活用したことがないことの誓約書(別記様式第3号)

(補助金の交付決定)

第7条 機構は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 機構は、補助金の交付決定をしたときは、遅滞なく補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請・実績報告)

第8条 補助事業者は、副業・兼業人材との契約が終了した月の翌月末又は契約期間の初日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付決定額から変更がある場合は、補助金変更交付申請兼実績報告書(別記様式第5号)、交付決定額に変更がない場合は、補助金実績報告書(別記様式第6号)を機構に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を確認できる書類を添付しなければならない。

- (1) 副業・兼業人材との契約結果(契約締結日、契約期間、副業・兼業人材に支払う報酬、委託する業務の内容等)
- (2) 副業・兼業人材活用支援事業(能登半島地震拡充分)を活用する企業は、副業・兼業人材が当該企業の事務所内で業務に従事する月ごとの日数、副業・兼業人材の居住地、副業・兼業人材の居住地から当該企業の事務所までの交通手段等の結果を記載した積算書(別記様式第2号)

(補助金の変更交付決定・額の確定)

第9条 機構は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金を変更交付決定並びに額を確定するものとする。

2 機構は、補助金の変更交付決定並びに額の確定をしたときは、遅滞なく補助金額の変更交付決定兼確定通知書（別記様式第7号）又は確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の支払）

第10条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、機構が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助額の8割を限度として概算払をすることができる。

#### （補助金の請求等）

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（別記様式第9号）を機構に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第10号）を機構に提出しなければならない。

3 補助金の確定額が、補助事業者が概算払で受け取った額を下回った場合は、その差額について、別に定める期日までに機構に返還しなければならない。

#### （交付決定の取消し）

第12条 機構は、次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、虚偽、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- 三 その他、機構が補助事業者としてふさわしくないと判断した場合
- 四 補助事業者から交付決定の取消又は一部取消にかかる申出があった場合

#### （補助金の返還）

第13条 機構は、補助事業者に対し、前条により交付決定を取り消した場合は、期限を定めて、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は前項に基づく返還命令を受けた場合は、機構が定める日までに補助金を返還しなければならない。

#### （補助金の経理）

第14条 補助事業者は、支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （立入検査等）

第15条 機構は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

## 副業・兼業人材へ支払う交通費、宿泊費の補助額について

## 1 交通費

副業・兼業人材の居住地に応じて、下記の金額（消費税及び地方消費税抜きの金額として扱う）として算定する。

往復交通費※	居住地	往復交通費※	居住地
4,000 円	富山県	20,000 円	三重県
6,000 円	福井県	22,000 円	群馬県、新潟県、和歌山県
14,000 円	岐阜県、滋賀県、京都府	26,000 円	埼玉県、山梨県、静岡県
16,000 円	愛知県、長野県、奈良県	28,000 円	上記以外の都道県
18,000 円	大阪府、兵庫県		

※のと里山空港発着の航空機を利用する場合は、上記に 10,000 円を加算した額とする。

## 2 宿泊費

石川県内の宿泊施設（旅館、ホテル、簡易宿所等）に宿泊したものを対象とし、1泊 10,000 円（消費税及び地方消費税抜きの金額として扱う）として算定する。

## 3 交通費、宿泊費の補助額の増額について

補助事業者が副業・兼業人材に支払う交通費又は宿泊費の実費額（第5条第2項に規定する人材紹介会社に支払う場合を含む。）が、上記で規定する金額を著しく超過する場合は、補助事業者は実費額を証する書類（領収書、使用済み乗車券等）を機構に提出の上、機構が適当と認めた場合は、上記金額にかかわらず、実費額を補助額とすることができる。

副業・兼業人材活用促進事業補助金 交付申請書

令和 年 月 日

石川県人材確保・定住推進機構運営委員長 殿

※代表者印を省略  
する場合は記載

郵便番号	
住所	
事業者名	
代表者職氏名	(印)
電話番号	
発行責任者	
連絡先	
担当者	
連絡先	
メールアドレス	

副業・兼業人材活用促進事業を実施したいので、下記のとおり補助金を交付されたく、副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

1 補助金交付申請額

	対象経費 (消費税・地方消費税抜き) A	対象経費に 補助率を乗じた額 (千円未満切り捨て) $B=A \times 0.8$	上限額 C	BとCを比較し て少ない方の額 D
①人材紹介会社へ支払う紹介手数料 副業・兼業人材へ支払う報酬	円	円	450,000円	円
②(能登半島地震拡充分の場合) 副業・兼業人材へ支払う 交通費・宿泊費	円	円	400,000円	円
交付申請額(①+②)				円

2 添付書類確認表(提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください)

提出書類	確認欄
誓約書(様式第3号)	
人材紹介会社からの見積書等(人材紹介会社へ支払う紹介手数料が記載された書類)	
副業・兼業人材との契約書(案)等 (契約締結日、契約期間、副業・兼業人材に支払う報酬、委託する業務の内容等が記載された書類)	
【能登半島地震拡充分に限り】交通費・宿泊費の積算書(別記様式第2号)	

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

# 副業・兼業人材へ支払う交通費・宿泊費積算書

年 月 日

石川県人材確保・定住推進機構運営委員長 殿

事業所所在地
事業所名
代表者職氏名

発行責任者  
氏名※ 電話番号※

担当者  
氏名※ 電話番号※

(代表者職氏名欄に代表者印を押印する場合、※欄は省略可能です)

副業・兼業人材との契約内容については、下記のとおりです。

記

## 1. 副業・兼業者の訪問内容

1. 氏名						
2. 居住地						
3. 訪問交通手段						
	(航空機を利用する場合は石川県内の利用空港名を記載)					
4. 契約期間	年	月	日から	年	月	日まで
5. 企業訪問日数	月分	日間		月分	日間	
	月分	日間		月分	日間	
	月分	日間		月分	日間	
	合計			日間		

## 2. 交通費・宿泊費の対象経費 ※原則、要綱別添の費用により積算

	積算	金額
①交通費	円 × 回	円
②宿泊費	円 × 回	円
合計 (①+②)		円

(様式第3号)

## 誓約書

私は、副業・兼業人材活用促進事業補助金を申請するに当たり、令和5年度及び令和6年度に石川県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、副業・兼業人材を活用したことがないことを誓約します。

年 月 日

石川県人材確保・定住推進機構 殿

住 所  
事 業 者 名  
代表者職・氏名

令和 年 月 日

御中

石川県人材確保・定住推進機構運営委員長

副業・兼業人材活用促進事業補助金の交付決定について

申請のあった副業・兼業人材活用促進事業補助金については、副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、以下のとおり交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

副業・兼業人材活用促進事業補助金 変更交付申請兼実績報告書

令和 年 月 日

石川県人材確保・定住推進機構運営委員長 殿

※代表者印を省略 する場合は記載	郵便番号	
	住所	
	事業者名	
	代表者職氏名	㊟
	電話番号	
	発行責任者	
	連絡先	
	担当者	
連絡先		

補助金交付決定の通知があった副業・兼業人材活用促進事業の変更及び実績について、副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請及び報告いたします。

記

1 補助金変更交付申請額及び実績額

	対象経費 〔消費税・地方消費税抜き〕 A	対象経費に 補助率を乗じた額 (千円未満切り捨て) B=A×0.8	上限額 C	BとCを比較し て少ない方の額 D
①人材紹介会社へ支払う紹介手数料 副業・兼業人材へ支払う報酬	円	円	450,000円	円
②(能登半島地震拡充分の場合) 副業・兼業人材へ支払う 交通費・宿泊費	円	円	400,000円	円
③変更交付申請額(①+②)	/	/	/	円
交付決定済額	/	/	/	円
実績額(③と同額)	/	/	/	円

2 添付書類確認表(提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください)

提出書類	確認欄
人材紹介会社からの請求書等(人材紹介会社へ支払う紹介手数料が記載された書類)	
副業・兼業人材との契約書等 (契約締結日、契約期間、副業・兼業人材に支払う報酬、委託する業務の内容等が記載された書類)	
【能登半島地震拡充分に限り】交通費・宿泊費の積算書(別記様式第2号)	

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

副業・兼業人材活用促進事業補助金 実績報告書

令和 年 月 日

石川県人材確保・定住推進機構運営委員長 殿

※代表者印を省略 する場合は記載	郵便番号	
	住所	
	事業者名	
	代表者職氏名	④
	電話番号	
	発行責任者	
	連絡先	
	担当者	
	連絡先	

補助金交付決定の通知があった副業・兼業人材活用促進事業の実績について、副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

1 補助金実績額

	対象経費 〔消費税・地方消費税抜き〕 A	対象経費に 補助率を乗じた額 (千円未満切り捨て) $B=A \times 0.8$	上限額 C	BとCを比較して 少ない方の額 D
①人材紹介会社へ支払う紹介手数料 副業・兼業人材へ支払う報酬	円	円	450,000 円	円
②(能登半島地震拡充分の場合) 副業・兼業人材へ支払う 交通費・宿泊費	円	円	400,000 円	円
実績額 (①+②)	/	/	/	円
交付決定済額	/	/	/	円

2 添付書類確認表 (提出書類を確認のうえ確認欄に○を入れてください)

提出書類	確認欄
人材紹介会社からの請求書等 (人材紹介会社へ支払う紹介手数料が記載された書類)	
副業・兼業人材との契約書等 (契約締結日、契約期間、副業・兼業人材に支払う報酬、委託する業務の内容等が記載された書類)	
【能登半島地震拡充分に限り】交通費・宿泊費の積算書 (別記様式第2号)	

※添付漏れがある場合は受け付けられませんので、確認のうえ提出してください。

令和 年 月 日

殿

石川県人材確保・定住推進機構運営委員長

副業・兼業人材活用促進事業補助金の変更交付決定並びに額の確定  
について

実績報告のあった副業・兼業人材活用促進事業補助金については、副業・兼業  
人材活用促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、以下のとおり変  
更交付決定並びに額の確定をしましたのでお知らせいたします。

<u>交付決定済額</u>	円
<u>変更交付決定額</u>	円
<u>確定額</u>	円

令和 年 月 日

殿

石川県人材確保・定住推進機構運営委員長

副業・兼業人材活用促進事業補助金の額の確定について

実績報告のあった副業・兼業人材活用促進事業補助金については、副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、以下のとおり額の確定をいたしましたのでお知らせいたします。

確定額 \_\_\_\_\_ 円

副業・兼業人材活用促進事業補助金 精算払請求書

令和 年 月 日

石川県人材確保・定住推進機構 運営委員長 殿

事業者所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

確定額	支払済額	精算額
円	円	円

上記の金額を請求します。

上記の金額を次の口座に振込願います。

振込先 金融機関名	銀行 金庫	支店
口座番号	普通・当座	

(代表者印を省略した場合)

発行責任者氏名

連絡先:

担当者氏名

連絡先:

副業・兼業人材活用促進事業補助金 概算払請求書

令和 年 月 日

石川県人材確保・定住推進機構 運営委員長 殿

事業者所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

交付決定額	支払済額	今回請求額	残額
円	円	円	円

上記の金額を請求します。

上記の金額を次の口座に振込願います。

振込先 金融機関名	銀行 金庫	支店
口座番号	普通・当座	

(代表者印を省略した場合)

発行責任者氏名

連絡先:

担当者氏名

連絡先: